

(案)
みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
地域資源活用展開支援事業実施要領

制定 令和4年4月1日 3環バ第345号
改正 令和5年3月31日 4環バ第487号
改正 令和6年4月1日 5環バ第472号
改正 令和7年3月31日 6環バ第394号
改正 令和〇年〇月〇日 ○環バ第 ○号
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知

第1 目的

地域資源活用展開支援事業交付等要綱（令和4年4月1日付け3環バ第346号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の地域資源活用展開支援事業は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表1の事業実施主体の欄の環境バイオマス政策課長が別に定める者は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び法人格を有さない団体で農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱別記様式第1号による事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式第1号を併せて環境バイオマス政策課長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付等要綱別表2の事業の経費のうち補助対象となる

経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じた専門家による相談対応、セミナー等の取組について支援する。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集、整理し、再エネ設備の導入・普及を支援する。

(補助対象経費)

専門家謝金、事務局員手当、調査員手当、調査員旅費、会場借料、講師謝金、通信運搬費及び消耗品費

(2) 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型

発電以外のバイオマスのエネルギー利用の推進に向けて、化石燃料からバイオマス利用への転換に必要な既存設備の改造等の設計調査、バイオマスの燃料利用に向けたコスト分析・シミュレーション等の検証の取組を支援する。

(補助対象経費)

事務局員手当、調査員手当、旅費、設計費、通信運搬費、消耗品費及び委託料（コンサルタント等）

(3) 先進事例の情報普及型

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等の取組を支援する。

(補助対象経費)

事務局員手当、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び委託料（コンサルタント等）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度から令和8年度までとする。

第5 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）

本補助金の交付を受けるに当たり、事業実施主体は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、事業実施期間中、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施する必要がある。

- 1 事業実施主体は、交付申請に先立ち、別記様式第2号による「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックし、当該チェックシートを交付申請時に交付等要綱別記様式第1号による交付申請書に添付の上、農林水産大臣（以下「大臣」という。）宛てに提出すること。

- 2 事業実施主体は、補助事業完了後、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを実績報告時に交付等要綱別記様式第7号による実績報告書に添付の上、大臣宛てに提出すること。

なお、事業実施主体から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第6 採択基準

交付等要綱第5の環境バイオマス政策課長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域資源活用展開支援事業のうち専門家によるワンストップ対応型および普及支援型

- (1) 事業実施主体が農山漁村における地域資源の再生可能エネルギーに関する専門的知見及び経験を十分に有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

- 2 地域資源活用展開支援事業のうち地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型

- (1) 事業実施主体がバイオマスの利活用に関する専門的な知見及び経験を十分に有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

- 3 地域資源活用展開支援事業のうち先進事例の情報普及型

- (1) 事業実施主体がバイオマスの利活用に関する専門的な知見及び経験を十分に有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第7 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の(8)の備考欄に記載し、かつ資料を添付することにより大臣の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第18の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施状況等に係る報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

第9 報告又は指導

環境バイオマス政策課長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 権利の帰属

1 環境バイオマス政策課長は、本事業開始日までに、事業実施主体が次の（1）から（5）までのいずれの規定も遵守する確認書を環境バイオマス政策課長に提出する場合、本知的財産権を事業実施主体から譲り受けないものとする。ただし、本事業に係る成果の著作物に係る著作権について、環境バイオマス政策課長による当該著作物の利用に必要な範囲内において、環境バイオマス政策課長が実施する権利及び環境バイオマス政策課長が第三者に実施を許諾する権利を、環境バイオマス政策課長に許諾したものとする。事業実施主体は、環境バイオマス政策課長及び環境バイオマス政策課長が実施許諾した第三者による実施について、著作者人格権を行使しない。また、事業実施主体は、当該著作物の著作者が事業実施主体以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとる。

- (1) 事業実施主体は、第7に定める事業実施状況等に係る報告書に、本事業を実施することにより得られた成果の詳細を記載すること。
 - (2) 本知的財産権に関する出願、申請等の手続を行った場合（著作権については、著作物を創出した場合）には、遅滞なく環境バイオマス政策課長にその旨を報告すること。
 - (3) 日本国政府の要請に応じて、環境バイオマス政策課長が公共の利益のために特に必要があるとして求める場合には、本知的財産権を無償で利用する権利を、環境バイオマス政策課長に許諾すること。
 - (4) 本知的財産権を相当期間活用していないことが認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、日本国政府の要請に応じて、環境バイオマス政策課長が本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして求めるときは、本知的財産権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
 - (5) 本知的財産権を第三者に譲渡又は許諾をしようとするときは、事前に環境バイオマス政策課長と協議して承諾を得ること。
- 2 受託者が得た本知的財産権は、受託者が1の（1）から（5）までの条

件に従うことに同意する場合に限り、事業実施主体と受託者の協議により受託者に帰属させることができる。事業実施主体は、受託者との間で、自己が環境バイオマス政策課長に対して負担する義務と同様の義務を、受託者に負わせる契約を締結するものとする。

- 3 事業実施主体が前2項のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと環境バイオマス政策課長が認める場合には、事業実施主体は本知的財産権を無償で環境バイオマス政策課長に譲り渡さなければならない。
- 4 事業実施主体は、本知的財産権を第三者に譲渡又は許諾をする場合は、本条第1項及び第3項、第9条、及び第10条の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第2関係）

地域資源活用展開支援事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（月～月）

6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別記様式第2号（第5関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

事業名
所在地
連絡先
団体名
代表者氏名

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請時（します）		報告時（しました）	
----------	--	-----------	--

解説書

※該当する方に○を付ける



- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧ください。

チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適切な施肥、適切な防除
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギーを消費しない（照明、空調、ウォームビズ・クーリビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める。
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
<input type="checkbox"/>	⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑧ 資源の再利用を検討

②関係法令の遵守について、対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。